

石綿纖維計測体制整備事業

9百万円（138百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の必要性・概要

石綿救済制度における肺がんの医学的判定においては、肺内の石綿纖維の本数が判定基準の一つとなっているが、計測可能な施設・専門家が少ないとや、検体の計測に手間がかかることから計測待ちの件数が増加しており、計測に要する期間が1～2年と長期化している。石綿救済制度の理念である被害者の「迅速な救済」のため、精度管理等の実施により、石綿纖維を迅速かつ正確に計測するための体制整備を図る。

2. 事業計画（業務内容）

平成25年度より、肺内の石綿纖維を計測するために必要な機材（透過型電子顕微鏡等）を整備し、計測機関や計測者による結果のばらつきを一定範囲に抑えるための精度管理事業に着手。

平成26年度からは、精度管理事業を本格的に実施することとし、纖維計測の対象数を増やし、精度管理で得られた知見等をマニュアル等にまとめるとともに、関係者への周知を図る。

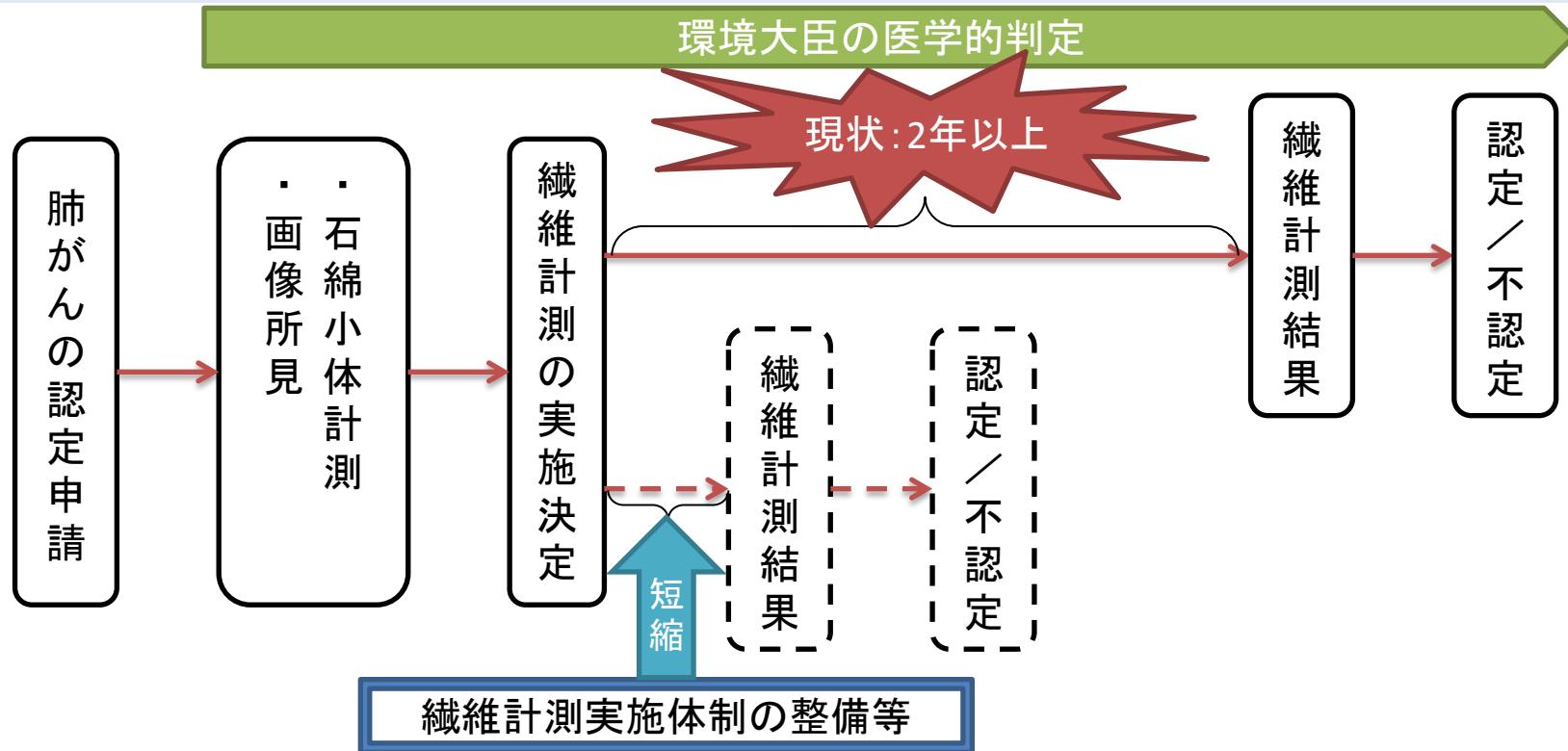
区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
必要な機材の確保					
精度管理	—				→

3. 施策の効果

石綿による肺がんの医学的判定に必要な石綿纖維計測の体制が整備されることにより、石綿健康被害者の迅速な救済が図られる。

石綿繊維計測体制整備事業

平成26年度予算(案)額:9百万円(138百万円) 支出予定先:民間団体



<実施スケジュール(案)>

H26.4月

H26.10月

H27.03月

纖維計測の実施

検討会の開催

(肺組織を用いて、肺内石綿繊維数を測定し、その結果を複数の関係者で比較・検討する。)

テキスト作成

(試料作成、及び肺内石綿繊維の本数測定に係る手順等を文書化する。)